

○2番議員（志村直毅君）

笛政クラブの志村直毅でございます。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

私の持ち時間、残りがわずかということですので、再質問まで想定しておりましたが、お聞きしたいことはより深く踏み込んだものですので、演台からの質問に含めてお伺いいたします。通告した範囲内で十分、ご答弁いただけるものと考えておりますので、駆け足になりますが、答弁をお願いしたいと思います。

まず、本市の行財政改革の取り組み状況について、伺います。

本市では、現行の第1次行財政改革大綱実施計画の検証をすすめ、第2次大綱の策定に着手していますが、これまでの検証の状況および今後の取り組みの方向性について、以下、質問いたします。

はじめに行財政改革に取り組む中で、事務事業の再編整理の状況について伺います。

集中改革プラン2005では定員適正化、市税納税率の向上、事務事業の再編整理、公共施設運営の見直しなどについて、具体的な目標を掲げ、取り組みを進めているものと思います。行政サービスが、あれもこれもと広範にわたって行うことが厳しくなっている状況にあって、事務事業の評価、再編整理は市民の皆さまのご理解もいただく中で、避けて通ることができないと考えますが、これまでの達成状況はどのようになっているでしょうか、お尋ねいたします。

次に昨日も笛政クラブの代表質問に対する答弁の中でありました、平成22年度から導入予定とされる施策別枠配分予算について、対象とする施策および予算編成の方法について、具体的にどのようなものとなるのか、お示ください。

次に現在、進めている第2次大綱の策定にあたり、今後の市政運営、市営経営の大きな課題として、財源の確保や大幅な経費節減ということがあると考えられますが、今後の財政見通しと行財政改革についての基本的な方針をお聞かせください。

併せて、実質地方交付税とされる臨時財政対策債について、国の地方交付税特会の赤字は、すでに50兆円を超えているわけですが、臨財債は元利償還金の全額を後年度、基準財政需要額に理論的に算入されるという地方債であり、どの程度、発行するかは、あくまで自治体判断という中で、できるだけ抑える。そうはいても借りてしのぐ、活用して市民サービスに役立てる等、方向性が大切だと思います。市のお考えをお尋ねします。

続いて、明日、9月10日は下水道の日であります。本市の公共下水道の普及促進について伺います。

本市の特別会計の財政状況には、厳しい状態となっているものも見受けられるところですが、こうした状況の中、下水道についても整備した下水道施設の活用を促進しながら、自主財源の確保のために水洗化率の向上を図り、早急な経営健全化に向けて下水道事業の見直しに取り組んでいるものと思います。

そこで、下水道の普及促進のための融資制度についてお尋ねするとともに、若干のご提案をさせていただきながら、現在までの見直しの状況について、お伺いします。

まず平成21年度マニフェストに掲げた目標値には、下水道事業の普及率57%台後半。水洗化率74%台半ばとあり、本年7月末現在で、この数字を達成している状況です。これはどのような要因によるものなのか。あるいは、21年度末までには変動していくもの

なのか、お聞かせください。

次に本市においても排水設備の整備改造のための資金について、下水道法第11条の3の第5項に基づく融資斡旋制度がありますが、現在までのこの制度の利用件数を伺います。

それとともに、同法は公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内の水洗便所への改造、下水への連結を義務付けており、処理区域内において、これら行われていないものについて、相当の期間を定め、これを命令できるとしていますが、本市でこのような事例はあるのでしょうか。あるとすれば、命令に従い、改造連結が行われたのか。また、従わない事例があった場合、同法第48条による罰金というようなケースはあったのでしょうか、お聞かせください。

また、より一層の水洗化率の上昇に資するためにも、この融資斡旋制度がより市民に利用しやすい制度であることが望ましいと考えるわけですが、例えば連帯保証人の要件を緩和するなどの手直しを行うなど、有効に活用していける制度改善をご提案いたしますが、これについてのご所見を伺います。

併せて、こうした見直しや拡充策を講じている他の自治体の例を参考に、下水道に接続するインセンティブを感じられるような配慮とともに、下水道料金の統一を機に、公平性に留意した受益者負担金および補助金の取り扱いをお願いしたいと考えていますが、この点についてもご所見を伺います。

最後に下水道事業計画の見直し状況について、お尋ねします。

下水道事業は平成19年7月に発表された政府の社会資本整備審議会、都市計画部会に設けられた下水道小委員会による新しい時代における下水道のあり方について、最終報告書は地域性の重視、事業の重点化、事業体系等の見直しなどの5つの視点を提示するなど、厳しい財政状況の中、国としても政策転換の方向性を示しているものと認識するものですが、本市の見直し対応について、自治体の財政健全化に寄与するアセットマネジメントの考え方、手法を導入しているのか。あるいは、ROA分析手法などを取り入れているのかどうかも含めて、これまでの進捗状況をお聞かせください。

以上、私の一般質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

志村直毅議員の一般質問、行財政改革の取り組み状況について、お答えいたします。

最初に事務事業の再編整理の状況ですが、集中改革プラン2005の項目に沿ってお答えいたします。

はじめに事務事業の棚卸しにつきましては、平成18年度から款項目別予算書に基づいて設定されている事務事業の単位を、事業別予算に再編する作業を行ってまいりました。これにより、どの事業にいくらコストがかかっているかが明らかになりつつあります。

続きまして事務事業評価の導入についてですが、平成18年度に事務事業評価に着手、20年度から前年度に実施した、すべての事務事業の評価を行っております。事務事業マネジメント・シートに基づいて、事務事業を目的妥当性、有効性、効率性、公平性の観点で見直し、次年度の方向性を検討する仕組みができ上がりました。

次に組織別枠配分予算の導入につきましては、平成19年度当初予算編成時から部局別枠配分予算を導入し、これまでの積み上げ方式の予算編成を枠配分方式に改めました。これにより、予算を投入して重点的に取り組む事業と、限られた予算の中で工夫して展開していく事業とのメリハリが生まれ、選択と集中の行政経営の形をつくることができました。

次に事務事業の再編整理の目標公表についてですが、事務事業の再編整理の方向性は事務事業評価により示す仕組みとなっております。そこで、事前に再編整理の目標を公表するとしたプランの記述は見直すこととなりました。

続いて施策評価の導入につきましては、平成20年度から21年度にかけて、施策に係る課長をメンバーとする施策マネジメント会議を施策ごとに立ち上げ、それぞれの施策の現状把握と目標設定を行い、28本の施策評価を実施いたしました。

こうした方法で事務事業の再編整理を実施し、平成20年度には19年度に実施した779本の事務事業について評価を行い、廃止・休止の方向性を示した事務事業が3本、目的再設定が5本、事業統廃合・連携が5本、有効性改善が150本、効率性改善が163本、公平性改善が64本、現状維持が388本という結果を得ることができました。

続きまして、平成22年度から導入予定とされる施策別枠配分予算について、お答えいたします。

まず、施策別枠配分予算の対象となる施策は、総合計画の前期基本計画に定めた28本の施策、すべてであります。

続いて施策別枠配分予算の編成方法についてですが、まず各施策の目標を達成するために実施している事務事業の事業費をそれぞれの施策ごとに合計して、各施策の事業費を算出します。次に経営会議、これは市役所内に設置しております庁議ですが、経営会議で28本の施策評価結果を参考にして、次年度に優先的に取り組む施策を協議します。併せて、各施策評価で優先的に取り組む方針を示した事務事業および、新たに取り組む方針を示した新規事務事業、ならびに事務事業評価で成果向上・コスト増加の方針を示した事務事業について経営会議で協議し、次年度に重点的に取り組む事務事業を決定します。

この時点で、次年度の経営方針が庁内決定されるわけですが、これにより次年度に力を入れていく施策が決まり、経営資源を重点配分することになります。

重点的に取り組む方針を決定した事務事業を政策事業と位置づけ、必要な予算を政策予算として確保するとともに、政策予算を差し引いた予算を各施策にそれぞれの事業費の割合で枠配分します。

次に施策マネジメント会議では、施策別に枠配分された予算を上限として関係する事務事業の予算配分を行っていくこととなります。ただし、平成22年度当初予算編成においては施策別に配分された予算を部局に再編成し、部局が予算編成していく部局別枠配分の方法で実施していく予定です。その後につきましては、段階的に施策別枠配分を導入する予定でございます。

続きまして、第2次行財政改革の策定における今後の財政見通しと行財政改革の基本的な方針についてですが、あくまでも現時点の見通しでございますが、歳入面につきましては、人口減少に伴う地方税収入の減収および地方交付税の縮小等により、全国の自治体の歳入は減少していくものと思われます。さらに、合併した本市におきましては、合併特例期限が終了する平成33年度の普通地方交付税収入は、現在より27億円ほど少なくなる

ことが見込まれます。

一方、歳出の見通しにつきましては、少子高齢化や失業率悪化等に伴う社会保障費の増加等々、自治体の歳出は引き続き増加していくものと考えられます。こうした中、市財政の健全性を保っていくためには、さらなる経費節減と財源確保に取り組む必要があります。

行政改革推進本部では、第1次行財政改革の検証と行財政の現状と課題を分析したところ、引き続き市税収納率の向上と定員の適正化に努めるとともに、公共下水道会計をはじめとする特別会計への繰出金の抑制等に、重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

例えば、合併に伴って類似の目的を持つ公共施設が現在、市内に複数配置されております。そこで、全施設の効果的な再配置や効率的な管理運営方法等を検討していかなければならないと考えております。

第2次行財政改革では、その基本的な方針は第1次改革に引き続くこととし、「ヒト、モノ、カネ、情報を効果的にマネジメントし、簡素で魅力的な市政を実現する」を目標に掲げ、市行政が将来にわたって持てる力と、資源を最大限に引き出して安定した行財政経営を続けられるような改革を進めていきたいと考えております。

なお、臨時財政対策債につきましてはの質問もいただいております。

臨時財政対策債は平成13年度に臨時的な措置として導入されましたが、現在に至るまで延長されている地方債であります。ご承知のとおり、この地方債は建設債ではなく、一般財源化できる本来、国が交付すべき地方交付税の財源不足を補うための代替措置でございます。ですから、発行が許可されている地方債で、国がすべてを交付税措置していただけるというような起債でございます。形式的には、自治体が地方債を発行する形式をとりますが、償還に要する費用は、後年度の地方交付税により措置されるものでございまして、また地方債でありましても、地方債残高には含まれますが、財政健全化法で算出する実質公債費比率には、この臨時財政対策債は計算式から控除し、計算することとなっております。

ご質問の臨時財政対策債の市の考え方といたしましては、地方債ではありますが、これまでの説明をいたしましたように、本来交付されるべき地方交付税の一部であるため、市といたしましては、必要な財源と考えております。制度が続く限り、活用していきたいと考えています。

なお、13年度から昨年までの8年間で、臨時財政対策債発行額は93億7千万円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を、竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

志村直毅議員の一般質問、下水道の普及促進策についてにお答えいたします。

まず1点目ですが、下水道事業を進める上において、事業の進捗状況および利用状況のバロメータとなるものが普及率および水洗化率であります。毎年、マニフェストに掲げておりますが、普及率は行政人口に占める処理区域内人口の割合として算出され、水洗化率については処理区域内人口に占める下水道使用人口の割合として、算出されるものであり

ます。

志村議員に提供しました7月時点のデータというのは、その時点における計算手法による率を資料提供したものであり、最終の確定率は年度末の3月31日を基準日として算出されます。そのため、年度の途中ですと変動要因がありますので、ご質問のようなケースが生じます。来年4月に入りますと、最終の率が出せますので、その時点でマニフェストに掲げた率を比較、検証することになります。

次に水洗便所改造資金融資斡旋制度利用状況についてであります。合併後から現在に至るまで、この制度を利用した件数は全部で11件でございます。年度別に見ますと、平成18年度7件、平成19年度2件、平成20年度1件、平成21年度1件となっております。

融資斡旋制度の連帯保証人の要件緩和についてであります。今まで利用している11件の方々以外で、連帯保証人の要件で利用できなかった方は1名でございます。水洗化を促進する制度として大いに利用いただくためには、できるだけ早く緩和できるところは緩和し、利用しやすい斡旋制度に改善していきたいと考えております。

次に下水道整備による供用開始区域となった皆さまには、日ごろ工事説明会などで、下水道法と建築基準法に基づく3つの義務の説明を行っております。第1に排水設備の設置義務ですが、下水道法第10条第1項に、遅滞なく排水設備を設置しなければならないとあります。ただし、市の下水道条例第4条では、6カ月以内に設置となっております。第2に水洗便所への改善義務です。これは下水道法11条の3に、3年以内に水洗便所に改造しなければならないとあります。第3に新築、増築、改築をされる方の義務として、建築基準法第31条1項に、下水道整備区域内の便所は、下水道接続以外の便所としてはならないと定められております。

以上の3つの義務が法に定められておりますので、広報による接続依頼および職員による訪問依頼を行い、少しでも早く、また1軒でも多くの世帯が接続していただけるようお願いしています。ですから市の条例、6カ月以内を含め、3年以内に下水道へ接続していない方に対し、過去において命令をしたこともなく、罰金などを課した事例はありません。

次に下水道接続へのインセンティブでございますが、より快適な生活向上が図られることをPRしながら、工事施行済み個所を職員で個別訪問し、下水道への理解を高める努力を行っていききたいと考えております。

受益者負担金については、制度の考え方や負担金等のあり方を公平性に配慮しながら、単価の統一に向け、下水道事業審議会において、意見書を尊重し、早期に市の方向を出していきたいと考えております。

補助金につきましては、現在も利用しております国や県からの補助金、交付金等を利用しながら、今後、前向きに検討していきたいと思っております。

第4点目ですが、笛吹市公共下水道事業は山梨県の流域総合計画に組み込まれた公共下水道事業であります。時期的には多少先になりますが、県が流域総合計画の見直しを行う際には、ご質問の視点に立ち、計画変更を行うことであろうし、市としましても同様に市の下水道事業計画の総合的見直しも行っております。

さて、現状の市の下水道事業につきましては、下水道会計の収支バランスが悪く、償還金の返済が滞っているため、来年度以降、今までどおりの事業量は継続投入できない見通

しであります。そのため、計画施工年度が延伸することになりますので、下水道全体計画エリアは存続したまま、トータルコストを比較検討した上で、工事着手予定年数をはるかに上回るエリアにおいては、合併浄化槽設置の際に独自の補助金を出すなど、新規事業を検討しております。

またエリアの範囲などにつきましては、現在コンサルに検討させておりますし、その検討結果を今後の本格的見直しの基礎データにしたいと考えております。

最後に、アセットマネジメントは今後の管理更新等に活用されるものだと認識します。

本市の下水道事業は、着手より30年が経過しておりますが、面整備している下水道管としての耐用年数は72年とされておりますし、いまだ普及率が58%台であるため、建設途中であります。現在も維持管理として、管内清掃および一部漏水個所の補修等を行っておりますが、今後はさらに整備が進むことによる、各種データをコンピューターに蓄積し、その情報を生かしながら、施設の長寿命化を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

以上で、志村直毅君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

1番、網倉正治君。

○1番議員（網倉正治君）

志村議員の質問に関連いたしまして、あと2項ほどお伺いをいたします。

まず行財政改革の主要な柱として、定員適正化が挙げられておりますが、施策によっては、現場の職員がぎりぎりの業務にあたっている部門もありますが、人員の削減や待遇の絞り込みというのは、行政サービスによってはマイナスの影響も考えられ、他方、民間企業、中小企業が従業員の給料を出せるかどうかという状況で努力されている中でございますが、市職員の定員適正化に取り組んでいかなければならないとも考えております。そこで定員適正化のメリットおよびデメリットについて、どのように考えているのか、お聞かせをお願いいたします。

また行政改革を進めていく中で、収納率の向上や滞納整理等も鋭意取り組んでいると思われませんが、一方で歳入確保の方策として、具体的に新たな財源を模索していくことも必要であろうかと思いますが、この点について、借金頼みとならないためにも、ふるさと納税のような一時的な不安定な財源のほか、安定的な財源を研究されているのかどうかをお聞かせをお願いいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

現在の部署におきましては、ぎりぎりの職員で行っているというようなご質問でございますけども、定員適正化につきましてはメリット、デメリットというよりも、その時代時代で、職員の適正な数というのは、決まってくるのではないかと存じます。

具体的には、例えば大きな政府を指向するのであれば、人やお金を投入し、新しいサービスを増やしていくということも考えられますけども、小さな政府を目指すのであれば、

必然的に投入するお金や人は減らさなければならない。現代社会につきましては、著しい経済成長が見込めない限りにおきまして、小さな政府、いわゆる民間活力にも期待しながらも小さな政府を指向せざるを得ない状況でございます。

ストレートな、単純な、マクロ的なお話をさせていただければ、現在の職員がその能力を100%、日々、スキルアップを重ねながら100%発揮するということを前提とした場合、たしかに職員数が減った部署におきましては、サービスの低下が考えられます。しかしながら著しいサービスの低下、引き続き同じようにサービスを展開していくという、そのために地方自治の本旨でございます最小のコストで最大の効果を得るといような観点から、行財政改革でございますとか、職員研修でございますとか、事務事業評価でございますとかという、行政経営を進めているというものでございます。

その中で、いわゆる施策評価、事務事業評価に取り組んでおりますけれども、本当に最低限必要な人件を整備しております。施策評価で重点的に、この施策を展開する必要があると判断した場合には、引き続き、その事業部局には必要な人員配置をせざるを得ないかと。トータル的な考え方といたしましては、先ほどマクロの話をさせていただきましたけど、そのような中で、いわゆる限度がある職員数、人、物という資源には、今はもう限界があります。減らしていかなければならないという中で、いわゆる、その選択と集中の中で対応していかざるを得ないという状況でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから歳入確保の方策の研究でございますけれども、たしかにふるさと納税的な新しい制度も生まれました。引き続き、恒常的な歳入につきましてというお話でございますけれども、議員おっしゃいましたように、いわゆる市税等の収納率アップ、これは次の第2次行政改革大綱でも重点項目として掲げていく考えでございますけど、それらを併せまして、各サービスの受益者負担等、適正な見直し等々も進める必要があるものと考えております。

間接的につきましては、優良企業等の市内誘致等、これを引き続き積極的に進める必要がありますし、そのことによります法人税確保でございますとか、所得税、それから住民税の確保でございますとか、そういったようなことを考えていかなければならないと。それ以外に笛吹市単独で、例えば目的税の問題とか、そういった部分についての研究につきましては、これから、その必要性は感じますけれども、現段階では研究している状況ではありません。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問はありますか。

（なし）

関連質問を終わります。